

山鹿市不妊治療費助成事業実施要領を次のように定める。

令和8年3月23日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市不妊治療費助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不妊治療を受けている夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に対し、不妊治療に要した費用を助成することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号) 船員保険法(昭和14年法律第73号) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) 及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。
- (2) 先進医療 健康保険法(大正11年法律第70号)第63第2項第3号に規定する厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として、厚生労働省が定める評価療養の一つをいう。
- (3) 対象不妊治療 不妊治療のうち、医療保険各法に規定する療養の給付の適用となるもの及び先進医療をいう。

(助成対象者)

第3条 この要領による助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、令和7年4月1日以降に対象不妊治療を開始した夫婦とする。

- (1) 夫婦のいずれかが対象不妊治療を受けた期間中及び当該助成の申請を行う日において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 夫婦いずれもが山鹿市税を滞納していないこと。
- (3) 当該助成の不妊治療開始時における妻の年齢が43歳未満であること。
- (4) 当該助成の不妊治療に關し、他の助成金の交付を受けていないこと。

(助成の額)

第4条 対象不妊治療に要する費用(以下「対象不妊治療費」という。)に係る助成の額は、対象不妊治療に係る治療費として保険医療機関又は保険薬局に支払った額に相当する額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 医療保険各法に規定する療養の給付の適用となるもの 夫婦1組当たり一の年度に

つき 5 万円以内

(2) 先進医療 夫婦 1 組当たり一の年度につき 5 万円以内

(助成の申請)

第 5 条 対象不妊治療費に係る助成を受けようとする者は、山鹿市不妊治療費助成事業申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、対象不妊治療を受けた日の属する月の初日から起算して 1 年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 山鹿市不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第 2 号)

(2) 山鹿市不妊治療費助成事業に係る事実婚に関する申立書(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者に限る。)(様式第 3 号)

(3) 夫婦の戸籍謄本(最新のものに限る。)

(4) 当該不妊治療に係る領収書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付の決定をし、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第 7 条 市長は、対象不妊治療費に係る助成金の交付の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(台帳の整備)

第 8 条 市長は、この要領による助成金の交付に関する台帳を作成するものとする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に山鹿市不妊治療費助成事業実施要綱を廃止する要綱(令和 8 年山鹿市告示第 号)による廃止前の山鹿市不妊治療費助成事業実施要綱(令和元年 9 月 24 日山鹿市告示第 63 号)の規定によりされた助成の決定、助成金の交付その他の行為は、山鹿市不妊治療費助成事業実施要領の相当規定によりされたものとみなす。

様式第 1 号（第 5 条関係）

山鹿市不妊治療費助成事業申請書

年 月 日

山鹿市長 様

申請者 住 所：
氏 名：
電話番号：

関係書類を添えて次のとおり不妊治療費の助成を申請します。なお、次について同意します。

- 1 世帯状況を確認するため、住民基本台帳を確認すること。
- 2 夫婦に山鹿市税の未納がないことを確認すること。
- 3 助成の適否を判断するために必要な場合は、医療機関に治療内容を照会すること。

夫	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年 月 日生	今回申請の治療開始日年齢（ 歳）	
	住 所	☐ 申請者と同じ 申請者と異なる場合は下記空欄に記載 〒		
妻	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年 月 日生	今回申請の治療開始日年齢（ 歳）	
	住 所	☐ 申請者と同じ 申請者と異なる場合は下記空欄に記載		
振 込 先	金融機関名		支店名 (ゆうちょ銀行は不要)	
	預金種別 (ゆうちょ銀行は不要)	普通・ その他（ ）	フリガナ 口座名義人	
	口座番号	ゆうちょ銀行以外		ゆうちょ銀行（通帳記号 - 番号）
				-
申請額	保険適用分	金 円		
	先進医療分	金 円		

【添付書類】

- 1 山鹿市不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第 2 号）
- 2 山鹿市不妊治療費助成事業に係る事実婚に関する申立書（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者に限る。）（様式第 3 号）
- 3 夫婦の戸籍謄本（最新のものに限る。）
- 4 当該不妊治療に係る領収書
- 5 前各項に掲げるもののほか、市長が認める書類

申請者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状をご記入ください。

委任状	
山鹿市不妊治療費用助成金の受領については、上記の口座名義人に委任します。	
令和 年 月 日	委任者（申請者）氏名

様式第 2 号（第 5 条関係）

山鹿市不妊治療費助成事業受診等証明書

次の者について、不妊症と診断し、以下のとおり不妊治療を実施しましたので、これを証明します。

年 月 日

医 療 機 関 名

医療機関所在地

主 治 医 氏 名

医療機関記入欄（主治医が記入すること）

フリガナ 受診者氏名	夫		妻	
生年月日 (今回申請の治療開始日年齢)		年 月 日生 (歳)		年 月 日生 (歳)
治療期間 (1) 先進医療を含む場合のみ	年 月 日 ~ 年 月 日			
治療実施日	治療の種類		治療の内容	
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			
年 月 日	保険適用不妊治療 先進医療			

【留意事項】
(1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。
・助成対象となるのは、今回の治療開始日時点で妻の年齢が 43 歳未満の夫婦です。
・申請期限は、今回申請の不妊治療を受けた日が属する月の初日から 1 年以内です。
・記入例を参考にご記載ください。

様式第3号（第5条関係）

山鹿市不妊治療費助成事業に係る事実婚に関する申立書

山鹿市長 様

年 月 日

1 次の二人は婚姻届未届ではありますが、事実婚関係にあります。

申請者の住所、氏名

住所：_____

氏名：_____

パートナーの住所、氏名

住所：_____

氏名：_____

別世帯の理由（ と が別世帯の場合に記入）

2 下記二人は、治療の結果出生した子どもについて、認知を行います。

申 請 者（署名）：_____

パートナー（署名）：_____